



会 報

令和8年10月号

発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.com>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 本田 浩基

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の
ご相談と手続きは、当経営センターまで、
お待ちしております。

- | | |
|----------|---------|
| ★弁 護 士 | 井 上 健 策 |
| ★税 理 士 | 本 田 浩 基 |
| ★司 法 書 士 | 法 常 博 |
| ★社会保険労務士 | 西 野 ゆかり |
| ★行 政 書 士 | 本 田 浩 基 |



第35回定期総会のご案内

・日 時 令和8年11月19日(木)
・総 会 午後6時より
・懇親会 午後7時より
・場 所 南海グリル
(東店 3F 宴の間)



平素は当組合の事業運営にご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。
さて、本年度も九月三十日をもちまして、
第三十五期事業年度を無事終えることがで
きました。
これもひとえに、皆様方のご尽力の賜物と
心から感謝申し上げます。
つきましては、左記要領で第三十五回定期
総会・懇親会を開催致しますので、ご多忙の
ことは存じますが、万障お繰り合わせの
上、是非ご出席戴きますよう宜しくお願い申
し上げます。

飲食料品の消費税減税について

税 務

～はじめに～

令和8年9月2日に自民党税制調査会より、令和9年4月から2年間の飲食料品の消費税率1%への引き下げについて伴う税制措置について議論が行われました。

今回はその具体案についてお話していきたいと思います。

1. 原則課税（本則課税）への移行について

免税事業者や簡易課税事業者が、今回の特例措置により、売上に係る消費税額より支払に係る消費税額が大きくなる場合に、本則課税制度適用事業者であれば還付申告となります。

そこで、本則課税制度へ移行して還付申告を行うためには、本来、その適用を受ける課税期間の前日までに免税事業者については「課税事業者選択届出書」を、簡易課税事業者については「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

しかし、税率が引き下がる令和9年4月を含む課税期間がすでに開始している法人では提出期限を過ぎていることを踏まえ、今回の特例措置に対応するために、令和9年4月1日を含む課税期間の末日までに提出することで移行することが認められます。

※簡易課税制度を選択してから2年間が経過しないと本則課税には移行できませんが、令和9年4月1日を含む課税期間から本則課税に移行する場合は可能となります。

2. 簡易課税制度における仕入税額控除の特例

軽減税率が適用される飲食料品を取り扱う事業者で、簡易課税制度を利用している場合には、税率引き下げ後も納税額が生じますが、仮に本則課税を適用していれば納税額が生じないことが多いと予想されるため、簡易課税制度を適用する事業者が行う、軽減税率が適用される飲食料品の販売については、事業種別不問で、売上に係る消費税額と同額の仕入消費税額を控除する特例を創設することとなりました。

この特例を適用した場合には、売上に係る消費税から同額の仕入消費税額を控除することが可能となるため、軽減税率に係る売上に対する消費税の納税は発生しないこととなります。

※インボイス制度の2・3割特例でも同様の措置が講じられる予定ですが詳細は不明

～簡易課税制度における納税額の計算例～（飲食店の場合）

●店内飲食売上 1, 200万円（税抜） ●テイクアウト売上 500万円（税抜）

～通常～（消費税率が店内売上10%、テイクアウト売上が8%）

①店内売上に係る消費税 $1,200\text{万円} \times 10\% = 120\text{万円}$

②上記のみなし仕入れ税額 $120\text{万円} \times 60\% = 72\text{万円}$

③テイクアウト売上に係る消費税 $500\text{万円} \times 8\% = 40\text{万円}$

④上記のみなし仕入れ税額 $40\text{万円} \times 60\% = 24\text{万円}$

⑤納税額（①120万円－②72万円）＋（③40万円－④24万円）＝ **64万円**

～特例～（消費税率が店内売上10%、テイクアウト売上が1%）

①店内売上に係る消費税 $1,200\text{万円} \times 10\% = 120\text{万円}$

②上記のみなし仕入れ税額 $120\text{万円} \times 60\% = 72\text{万円}$

③テイクアウト売上に係る消費税 $500\text{万円} \times 1\% = 5\text{万円}$

④上記のみなし仕入れ税額 上記と同額の5万円

⑤納税額（①120万円－②72万円）＋（③5万円－④5万円）＝ **48万円**

3. 消費税の中間申告について

令和9年4月以降の中間申告期間について、前年の確定申告について、1%の税率が適用されていたものとして計算した納付税額を基に算出した中間申告を可能とする特例が設けられます。

また簡易課税制度の適用を受ける事業者が行う飲食料品の販売について、売上税額と同額の仕入税額を控除する特例も適用されたものとして計算されます。

4. 総額表示について

飲食料品において、総額表示義務にすぐに対応するのが難しい場合には、税率変更後の2か月間においては、事業者が表示しなければならない飲食料品の税込価格は、実際の支払額と誤認されない措置を講じることを条件に、変更前の税込価格でも表示できる特例が設けられます。

※今回の特例案につきましては、大枠が固まったばかりで変更点等もでてくることもありますので、その点ご了承下さい。

建設業許可について

1. 建設業許可とは？

建設業許可とは、建設工事を請け負う際に国や都道府県から取得しなければならない行政上の許可のことです。根拠となる法律は「建設業法」です。

2. 許可が必要になる「軽微な工事」の基準

建設業法では、一定の規模以下の工事を「軽微な建設工事」と定め、許可なしで請け負うことができます。具体的な金額基準は以下のとおりです。

建築一式工事⇒請負代金が 1,500 万円未満、または延べ面積 150 m²未満の木造住宅工事

それ以外の工事⇒請負代金が 500 万円未満の工事 ※税込み金額

3. 29 業種の許可区分

建設業許可は業種ごとに取得する必要があります。現在（令和8年10月）、建設業法では以下の 29 業種が定められています。

土木一式工事 / 建築一式工事 / 大工工事 / 左官工事 / とび・土工・コンクリート工事 / 石工事 / 屋根工事 / 電気工事 / 管工事 / タイル・れんが・ブロック工事 / 鋼構造物工事 / 舗装工事 / しゅんせつ工事 / 板金工事 / ガラス工事 / 塗装工事 / 防水工事 / 内装仕上工事 / 機械器具設置工事 / 熱絶縁工事 / 電気通信工事 / 造園工事 / さく井工事 / 建具工事 / 水道施設工事 / 消防施設工事 / 清掃施設工事 / 解体工事 / 鉄筋工事

4. 大臣許可と知事許可の違い

建設業許可は、営業所の所在地によって「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の 2 種類に分かれます。「知事許可だから他の都道府県で工事ができない」わけではありません。営業所の所在地の問題であり、工事現場の場所は問いません。知事許可でも全国どここの現場でも工事を行えます。

国土交通大臣許可⇒2 つ以上の都道府県に営業所がある場合

都道府県知事許可⇒1 つの都道府県にのみ営業所がある場合

5. 一般建設業と特定建設業の違い

一般建設業⇒1件の請負代金が税込500万円以上(建築一式工事の場合は1,500万円以上)の工事。

特定建設業⇒発注者から直接請け負った工事(元請)において、合計5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)を下請契約して施工させる場合

6. 許可を取得するための5つの要件

建設業許可を取得するには、以下の5つの要件をすべて満たす必要があります。

① 経營業務の管理責任者

5年以上の経営経験を持つ人物が常勤していること。(法人の場合は役員、個人の場合は代表者等)

② 営業所技術者(専任技術者)

営業所ごとに、資格や実務経験を持つ技術者が常勤していること。資格の例としては1級・2級建築士、土木・管工事・電気工事施工管理技士などが該当します。国家資格がなくても、10年以上の実務経験で認められる場合もあります。(役員以外でも可)

③ 財産的基礎

自己資本500万円以上、または500万円以上の預貯金など。

④ 誠実性

請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれがないこと。

⑤ 欠格要件に非該当

破産者や過去5年以内に許可取消しを受けていないことなど

大阪府の 最低賃金

令和8年10月1日
から



時間額

1,231円

☑使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する
特設サイトもご
覧ください。



(080901)

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

当経営センターは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の委託団体です。

ご興味のある方はお気軽にお電話下さい。

TEL 072-221-5115

お知らせ

一人親方労災組合 へのご紹介

現在当組合では、建設業一人親方の労災保険特別加入の加入希望者を随時募集しております。

お知り合いの方・同業者の方で一人親方特別加入へのご加入をお考えの方がございましたら、当組合へご紹介していただければと存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。



無料法律相談

無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要です。当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

☎072-221-5115



		担当弁護士	時間
10月	1日(木)	井上 健策	午後5時～
11月	5日(木)	井上 健策	午後5時～
12月	3日(木)	井上 健策	午後5時～

申し上げます。



また、本年も十一月に総会を開催する予定となっております。組合員の皆様との交流を深める機会にもなればと考えておりますので、ぜひ多くの皆様にご参加いただけますと幸いです。

今後とも当経営センターをどうぞよろしくお願い申し上げます。

こうした変化の中にあっても、当経営センターは組合員の皆様にとって身近で頼れる存在であり続けられるよう、今後も皆様とともに歩み、少しでも経営のお力になれるよう努めてまいります。

その一方で、社会や働き方の変化、新しい技術の活用など、これまでとは異なる取り組みが求められる時代にもなっております。

さて、近年は物価の上昇や人手不足、原材料費や各種コストの増加など、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

秋の気配が少しずつ感じられ、朝夕には過ごしやすいい風が吹く季節となりました。皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

(協) 大阪中小企業経営センター
理事長 本田 浩基